



改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="250 534 813 662">水道用機械・電気設備 保守業務委託</p> <p data-bbox="392 753 674 807">標準仕様書</p> <p data-bbox="300 906 763 1066">令和7年4月 (令和8年4月一部改定) (令和8年5月一部改定)</p> <p data-bbox="351 1228 714 1276"> 東京都水道局</p>	<p data-bbox="1218 534 1778 662">水道用機械・電気設備 保守業務委託</p> <p data-bbox="1357 753 1637 807">標準仕様書</p> <p data-bbox="1265 906 1729 1010">令和7年4月 (令和8年4月一部改定)</p> <p data-bbox="1317 1228 1680 1276"> 東京都水道局</p>	

第1章 総則（令和8年5月一部改定）

改定	現行	備考
<p>エ 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね1年ごとに行う。 なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される業務委託で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、業務委託担当者に報告し、その指示に従う。</p> <p>ア コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、 泉熱、感染性胃腸炎（ノロウイルスを含む。）等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。） が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者が業務従事者に含まれる場合</p>	<p>第3節 安全衛生、環境対策</p> <p>1.3.8 細菌検査</p> <p>(1) 水道法第21条、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）の規定に基づき、受託者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり、受検させる。</p> <p>ア 検査対象者 稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び 当局が特に指定する者</p> <p>イ 検査する病原体 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含む。）の 病原体の保有の有無について検査する。</p> <p>ウ 検査対象者の記載 アの検査対象者に該当する者については、「1.2.2 仕様書等の精査及び事前調査」での打合せで確認 の上、「1.2.3 業務計画書」の主要業務従事者一覧表に検査対象者であることが分かるように記載する。 検査対象者を追加、変更する場合も同様とする。</p> <p>エ 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行う。 なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される業務委託で、現場作業開始前に検査が実施できな い場合は、業務委託担当者に報告し、その指示に従う。</p> <p>オ 検査結果の提出 検査結果は、速やかに業務委託担当者に提出する。 なお、病原体の保有が認められた者（陽性者）がいた場合には、受託者等は、直ちに業務委託担当 者に口頭その他の手段で報告し、当該陽性者には作業の中止、中断等を指示する。</p> <p>(2) 水道法施行規則第16条第4項で規定する同条第1項の健康診断とみなす健康診断（以下「受託者実施 健康診断」という。）を実施する場合は、受託者実施健康診断の受託者については、その診断結果をもっ て(1)の健康診断の結果と見なすことができる。この場合、(1)の検査の前に、受託者実施健康診断の結果 を業務委託担当者に提出することで、(1)の検査の実施を要しないものとする。 なお、受託者実施健康診断で(1)病原体のすべてを検査しない場合は、足りない項目については(1)の検 査を実施する。</p> <p>1.3.9 臨時の細菌検査</p> <p>(1) 次のいずれかの場合で、業務委託担当者が指示したときは、受託者等は、「1.3.8 細菌検査」(1)に準じ、 随時、当該感染症に関する病原体の保有の有無を確認する。</p> <p>ア コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、 泉熱、感染性胃腸炎等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれら の病原体を保有する疑いのある者が業務従事者に含まれる場合</p> <p>イ 「1.3.8 細菌検査」(1)イに掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者が業務従事者 に含まれる場合</p> <p>(2) 検査の対象者、検査の時期、回数、費用の負担等については、協議による。</p>	<p>実施時期の変更</p> <p>文言の追加</p>